

## ひろしま自然保育推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、「ひろしま自然保育認証制度実施要領（平成29年10月10日施行）」（以下「実施要領」という。）第5条第2項に基づき認証を受けている者（以下「認証団体」という。）が行う事業の一部に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、県内の幼児教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等であつて、未就学児の教育、保育又はこれに類する子育て支援等を行う施設をいう。）において、自然体験活動の推進を図ることを目的とする。

(交付の対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、実施要領第5条第2項に基づき認証を決定された日以降に実施される自然保育の充実又は振興に資すると認められる事業であつて、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自然保育の知識や技術、また、幼児の安全確保の向上を図ることを目的として開催される研修及び講習の受講に要する経費
- (2) 自然保育の知識や技術の向上を図ることを目的として開催する研修等に要する経費
- (3) 自然保育の実践のためのアドバイスや、安全管理に関する知識や技術の向上を図ることを目的として自然保育の専門的知見を有する外部専門家の招へいに要する経費
- (4) 自然体験活動の充実を図ることを目的として屋外フィールドでの活動に必要な消耗品の調達に要する経費

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費、基準額及び補助率は別表のとおりとし、対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、提出期限は知事が別に定める。

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項及び第3項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）

イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 要綱第3条第1項(3)の規定により、外部専門家の招へいに係る補助金の交付を受けようとする団体は、別記様式第3号により、事前に知事の下承を受けなければならない。

(変更申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容の変更を行う場合は、第5条に定める申請手続に準じて速やかに行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して20日以内とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による事業実績報告書の様式は別記様式第2号のとおりとし、提出期限は当該事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(帳簿等の保存期間)

第10条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年10月10日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年11月8日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月29日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

対象経費	認証区分及び基準額	補助率
1 認証団体が行う研修等に要する次に掲げる経費 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費等） (4) 役務費（通信運搬費、広告料等） (5) 委託料（会場設営費等） (6) 使用料及び賃借料（会場借り上げ料、車両借上料等） (7) 負担金、補助金及び交付金（研修参加負担金）	I 型：300 千円／年	1 / 2
	II 型： 60 千円／年	
2 外部専門家の招へい経費 (1) 報償費（有識者謝金等） (2) 旅費（有識者 旅費等）	I 型： 60 千円／年 ※対象事業3は基準額の1 / 2 以内	
3 屋外フィールド活動消耗品の調達経費 (1) 需用費（消耗品費等）	II 型： 20 千円／年 ※対象事業3は基準額の1 / 2 以内	

別記様式第1号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

広島県知事様

補助事業者住所

補助事業者名

代表者職・氏名

年度ひろしま自然保育推進事業補助金交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 認証団体

認証区分	I型・II型
団体名(施設名)	
住所	
代表者名	

2 交付申請額等

補助事業に要する経費額	円
交付申請額	円

3 添付書類

- (1) 事業計画書(別紙)
- (2) 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本
- (3) その他参考となる資料

別紙

ひろしま自然保育推進事業補助金 事業計画書

1 事業の内容

(1) 研修等への参加 (第3条第1号)

研修・講習の名称	開催時期	研修・講習の必要性・内容	対象者の職氏名

(2) 研修等の開催 (第3条第2号)

研修等の名称	実施時期	研修等の必要性・内容	講師等の所属・職氏名

(3) 外部専門家の招へい (第3条第3号)

専門家等の所属・職氏名	実施時期	招へいの必要性・内容

(4) 活動消耗品の調達 (第3条第4号)

調達物品等の名称	調達時期	調達の必要性	調達物品等の明細

※ 実施する事業ごとに記載すること。なお、上記によりがたい場合は、別紙でも可  
(その場合、上表に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

## 2 経費

(単位：円)

事業名		予算額 (事業に要する経費)	左記のうち 県補助額	積算内容
研修等への参加 (第3条第1号)				
研修等の開催 (第3条第2号)				
外部専門家の招へい (第3条第3号)				
活動消耗品の調達 (第3条第4号)				
計				

※ 実施する事業ごとに記載すること。なお、上表によりがたい場合は、別紙でも可(その場合、上表に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること)。

※ 積算内容には、次に示す費目ごとの内訳が分かるよう記載すること。  
 報償費(講師・有識者謝金等)、旅費(講師・有識者謝金等)、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費等)、役務費(通信運搬費等)、委託料(会場設営費等)、使用料及び賃借料(車両借上料、会場借上料等)、負担金・補助金及び交付金(研修参加負担金等)等

別記様式第2号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

広島県知事様

補助事業者住所  
補助事業者名  
代表者職・氏名

年度ひろしま自然保育推進事業補助金実績報告書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 認証団体

認 証 区 分	I 型 ・ II 型
団 体 名（施 設 名）	
住 所	
代 表 者 名	

2 実績報告額等

補助事業に要した経費額	円
実 績 報 告 額	円

3 添付書類

- (1) 事業実績書（別紙）
- (2) 当該事業に関する歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
- (3) その他参考となる資料

別紙

ひろしま自然保育推進事業補助金 事業報告書

1 事業の内容

(1) 研修等への参加 (第3条第1号)

研修・講習の名称	開催時期	研修・講習の必要性・内容	対象者の職氏名

(2) 研修等の開催 (第3条第2号)

研修等の名称	実施時期	研修等の必要性・内容	講師等の所属・職氏名

(3) 外部専門家の招へい (第3条第3号)

専門家等の所属・職氏名	実施時期	招へいの必要性・内容

(4) 活動消耗品の調達 (第3条第4号)

調達物品等の名称	調達時期	調達の必要性	調達物品等の明細

※ 実施する事業ごとに記載すること。なお、上記によりがたい場合は、別紙でも可  
(その場合、上表に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

## 2 経費

(単位：円)

事業名		決算額 (事業に要する経費)	左記のうち 県補助額	積算内容
研修等への参加 (第3条第1号)				
研修等の開催 (第3条第2号)				
外部専門家の招へい (第3条第3号)				
活動消耗品の調達 (第3条第4号)				
計				

※ 実施する事業ごとに記載すること。なお、上表によりがたい場合は、別紙でも可  
(その場合、上表に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること)。

※ 積算内容には、次に示す費目ごとの内訳が分かるよう記載すること。  
報償費(講師・有識者謝金等)、旅費(講師・有識者謝金等)、需用費(消耗品費、  
印刷製本費、燃料費、光熱水費等)、役務費(通信運搬費等)、委託料(会場設営  
費等)、使用料及び賃借料(車両借上料、会場借上料等)、負担金・補助金及び交  
付金(研修参加負担金等)等

別記様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

広島県知事様

補助事業者住所  
補助事業者名  
代表者職・氏名

令和5年度ひろしま自然保育アドバイザー招へい協議書

このことについて、次のとおり、事前に協議します。

実施予定日	日時	年 月 日（ 予定）	
実施内容等	講師	所属	
		氏名	
		専門分野	
	内容	目的	
		テーマ	
		具体的内容	

※ 日時は、具体的に決まっていない場合（ ）内に「〇月上旬・下旬」と記載

----- 以下 県記入欄 -----

【安心保育推進課意見】